

令和3年(ワ)第18684号中央新幹線工事差止等請求事件

原告 松本清ほか15名

被告 東海旅客鉄道(株)

2024年9月30日

東京地方裁判所民事第12部甲合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 梶山正三

弁護士 樋渡俊一

原告ら第11準備書面

はじめに

前定期日(2024.7.16)において、原告ら第10準備書面を提出し、その中で多数の、かつ重要な求釈明を被告に対して提示した。

現時点で、上記求釈明に対する被告の応答はなく、また、今までの被告の対応を見れば、真摯な応答は期待できないと見るべきであろう。加えて、以下の状況がある。

第1に、北品川工区の**工事の顕著な遅滞**、具体的には2021.10.14に300mの調査掘進をスタートし、6ヶ月後の2022年4月終了予定の筈が、実際には約3年後の今年の9月下旬に至っても、調査掘進区間の7割にも達していないという事実(被告のホームページには、スキンプレーットの凹み等のいくつかのトラブルが報告されている)を指摘しても、被告は、あたかも当然のことのようにその原因等に関して釈明もせず、威丈高な態度を一貫している。

第2に、被告の採用している**大深度大口径、かつ、半固結の洪積層への気泡剤を用いた泥土圧シールド工法が不適切**である所以を説明したのに対して、被告は、反論として19の事例を示してきたが、その**19例**が被告の主張を裏付けるものではなく、逆に被告の主張の誤りを示すものだと述べても、何の反論もしない。

第3に、公共事業の担い手として、周辺地域に危害を及ぼさず**安全に工事をする責任**及び関連して、**工事の安全に関する立証責任**に関する自覚がなく工事の危険性に関する立証責任を原告らが負うべきものとして、事前の調査データ、モニタリングデータ等の情報の隠蔽に努めている。

第4に、北品川工区の工事に関する**地表面変位、振動、騒音等のモニタリングデータ**に関しても、被告のホームページで極めて不完全なデータを示すのみで、本件訴訟上は原告らの要求にも拘わらず何らのデータも示さない。さらに、地表面変位に関する**基準値、許容値**についても、何らの設定もせず工事を遂行している。

第5に、北品川工区における**事前調査の圧倒的な不足**。例えば、同工区において、被告自ら行ったと称するボーリングデータは“たった1本”のみという信じがたい手抜きを指摘しても、何の反論も、反応もない。

第1 立証段階へ

以上述べた状況に鑑みて、原告らは、本件訴訟は立証段階へ進むべきタイミングと判断した。

通常ならば、原告ら及び被告の間で真摯に主張の応酬を重ねて、争点を明確にし、議論の深化と進化を経たうえで、人証、現地検証等の立証段階に至るのが順当と思われるが、上記の被告の投げやりで不真面目な態度からは、これ以上、被告との主張の応酬を重ねるのは不毛と思われる。

よって、原告らとしては、立証段階への移行及びその具体的プロセスについて、次項に述べるとおり計画し、予定する。

第2 原告らの立証計画

1 谷本親伯氏の人証申請

本書面と同時に提出する**人証の申し出書**のとおり、同氏の証人尋問を立証の最初のステップとする。人証の申し出書に詳しく述べたとおり、同氏の証人としての重要性は誰の目にも明らかである。

予定されている尋問事項に鑑みると3時間という主尋問の時間は短すぎると思われるが、採用のうえ、次回期日には是非実施されたい。

2 地盤工学、地質、地層の専門家証人

谷本親伯氏に続いて、**地盤工学及び地質・地層の専門家**の人証申請を予定しており、既にそれぞれの専門家とコンタクトを取っている。

上記専門家の意見書の一部については、本書面と同時に提出することが可能である(9.30 現在未定)。

3 原告本人尋問及び現地検証等

北品川工区の工事はトラブル続きの上、その進捗は現状は極めて遅々としているが、いずれは、スピードアップして、原告ら居住地の直下に至る可能性は否定できず、さらに、直下に至る以前に、原告ら居住地へは地表面変位、振動、騒音、地下水位の変動等の異常がその兆候とともに出現することになる。

現に、調査掘進中の直上付近における目黒川に連続した**気泡の発生**が観測されており、被告による気泡剤使用との関連性も含めてこのような異変も早期に補足して原因を解明する必要がある。

原告らは、上記に係る被告のモニタリングデータがごく一部しか開示されていないので、原告ら独自の調査も含めて迫り来る原告らの被害を立証する予定である。そのためにも裁判所による現地検証の申請をも検討している。

第3 結語

上述のとおり、原告らは**立証段階への第一歩**を踏み出した。最初に申請する谷本親伯証人は、本件の鍵とも言うべき重要な証人であり、本件に係る技術的、専門的見地からの証言は本件の解明に欠かすことができない。是非とも十分な時間を取って同証人の証言を十分に聞いて頂きたい。

(終)